子ども・子育てに関する計画の比較

計画名		中野区子ども・子育	『て支援事業計画	(中	中野区障害児福祉計画 (中野区障害福祉計画と一体的の策定)	中野区教育ビジョン	
(国·都)	子ども・子育て支援事業計画 【義務】	次世代育成支援行動計画 【任意】	母子保健計画 【技術的指導】	放課後子ども総合プラン 【次世代育成支援行動計画 策定指針】	障害福祉計画 【義務】	教育振興計画 【努力義務】	子ども・若者計画 【努力義務】
根拠規定等	子ども・子育て支援法第61条	次世代育成支援対策推進法第 8条	「健やか21(第2次)」 厚生労働省児童家庭局長通知 (平成26年6月17日雇児発0617 第1号) ※次世代育成支援対策推進法に基づく、市町村行動計画と一体的に策定することも可	次世代育成支援対策推進	障害者計画 障害者基本法第11条 障害児福祉計画 児童福祉法第33条の 20	教育基本法第17条第2項 教育振興基本計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条
対象	乳幼児から中学生までの子ど も、その保護者	乳幼児から18歳までの子ども、 その保護者	妊産婦(妊娠中または出産後1 年以内)新生児から成人期まで	幼児、小学生、中学生	乳幼児から18歳未満の障害のある子ども、その保護者	幼児期から生涯	乳幼児から概ね30歳未満の子供・若者 施策により30歳代のポスト青 年期の者
計画の範囲	○すこやかな妊娠・出産の支援 ○子どもへの虐待の未然防止と適切な対応 ○家庭の子育て力の向上 ○ニーズに応じた子育て支援サービスの推進 ○子どもの安全を守る活動の充実			〇子どもの年齢、保護者の 就労など状況に応じた児童 への放課後対策 〇地域全体で子どもと子育 て家庭を見守る体制づくり 〇地域人材を発掘し、育成	〇地域支援体制の構築 〇保育、教育、就労支援等の関係機関と	○就学前教育 ○小中学校 学力、健康・体力の向上 豊かな人間性・社会性 ○保幼小、家庭・地域の連携による教育の充実 ○生涯学習、スポーツ活動の推進 ○文化・芸術活動の推進、振興	○全ての子供・若者の健やかな成長と社会的自立に困難を有する ○社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援 ○子供・若者の健やかな成長を社会全体で支えるための環境整備
会議体		員の設定、特定地域型保育事業 子育て施策の相互的かつ計画的			健康福祉審議会、障害部会 (保健医療、社会福祉及び健康増進に係 る重要な計画に関すること等の調査審議)		

地域包括ケア

※会議体…健康福祉審議会、介護・健康・地域包括ケア部会

※平成31年度より、地域包括ケア推進プランの対象者を高齢者だけでなく、子育て世帯、障害者などすべての人へ対象を拡大。